

在宅医療と介護の連携のための情報システムの共通基盤のあり方に関する調査研究
(平成24年度、25年度 老人保健健康増進等事業により東京大学高齢社会総合研究機構が実施)

<現状・課題>

- 2025年に向けて、各地域で地域包括ケアシステムの構築が必要。
⇒ 在宅医療・介護の機関・事業所間での情報共有が重要。
- その構築には、診療所や介護サービス事業者等、様々な主体が必要な情報連携を行う必要があるが、現在は異なる情報共有システムを利用している機関・事業所間では、情報共有ができない。



- 異なる情報共有システムを利用している機関・事業所間でも必要な情報共有をできる仕組みが必要。
⇒ 以下の項目について検討が必要。
 - ① 共有する情報項目の標準化
・効果的な情報連携を行うため、在宅医療・介護の連携に必要な基本情報を共通化することが必要 等
 - ② 情報の共有方法の標準化
・用語、コード等の表記方法や通信手段等、情報技術的な各種の取り決めが必要 等
 - ③ 実施面での課題
・情報共有の対象者の選定方法や、情報共有における関係者の役割を定めることが必要 等

1

在宅医療と介護の連携のための情報システムの共通基盤のあり方に関する調査研究
(平成24年度、25年度 老人保健健康増進等事業により東京大学高齢社会総合研究機構が実施)

<事業概要>

- 平成24年度は以下の事業を実施。
 - ① 現在の情報連携の実態把握を目的としたITベンダーに対するアンケート調査及び聞き取り調査を実施
 - ② 情報連携システムの利用者である事業者の実態把握を目的としたシステム利用者に対するアンケート調査及び聞き取り調査を実施
 - ③ 複数の情報共有システムが連携できる共通基盤を実証的に構築
 - ④ アンケート調査・聞き取り調査・パイロットテストの結果を分析し、連携による業務効果や問題点等について有識者等により構成される委員会において評価・検討し、報告を取りまとめ
- 平成25年度は、共通基盤を利用する情報システムを試行運用し、共通基盤の利用に関する効果や課題を調査するとともに、そこで明らかになった効果や課題について整理し、共有すべき情報項目等を含め、標準化された情報基盤の利用における「在宅医療と介護の連携を促進する情報システムの利用に関するガイドライン」草案を策定予定。

2

- ・ 昨年度の委員会には、医療・介護に関する有識者とともに、オブザーバーとして、システムのベンダーに5社ほど入って、このような異なる情報共有システム間においても必要な情報共有ができる仕組みについて、議論していただき、関係者の意識を醸成に努めたところ。
- ・ 本年度は試行運用を行うことから、更に多くのベンダーに本調査研究に参画いただくとともに、医療や介護の幅広い関係者を委員会の委員として、議論いただき、関係者の意識を醸成するとともに、標準化する情報項目等を記載するガイドラインを委員会として策定する予定。
- ・ 各自治体においても、このような調査研究があることをご承知いただくとともに、各地域において、医療と介護の情報連携が進むよう医療・介護関係者の意識を醸成する等の各種取組を推進していただきたい。

●平成24年度報告書(要点整理 抜粋)

1. 情報システムに対する利用ニーズと対応について

- ・ 情報システムに対する利用ニーズは高い
- ・ 利用を高めるには「情報連携基盤の標準化」「費用負担の低廉化」「情報入力負担軽減」が必要
- ・ 個人情報の取り扱いに関して不安があり消極的な姿勢がみられる
- ・ 地域の連携を高めるために地方公共団体の積極的な対応が求められる

7. 国及び地方公共団体の役割

- 地域の多くの関係者が連携するためには、地方公共団体が窓口となって調整役を担ってほしいと期待する意見が多いため、国・地方公共団体においては、次の点について検討する必要。
 - ・ 情報システムを利用することを通じて、関係者の連携を促進させることについて働き掛ける
 - ・ 民間主導で対応できることについて指導助言する

3

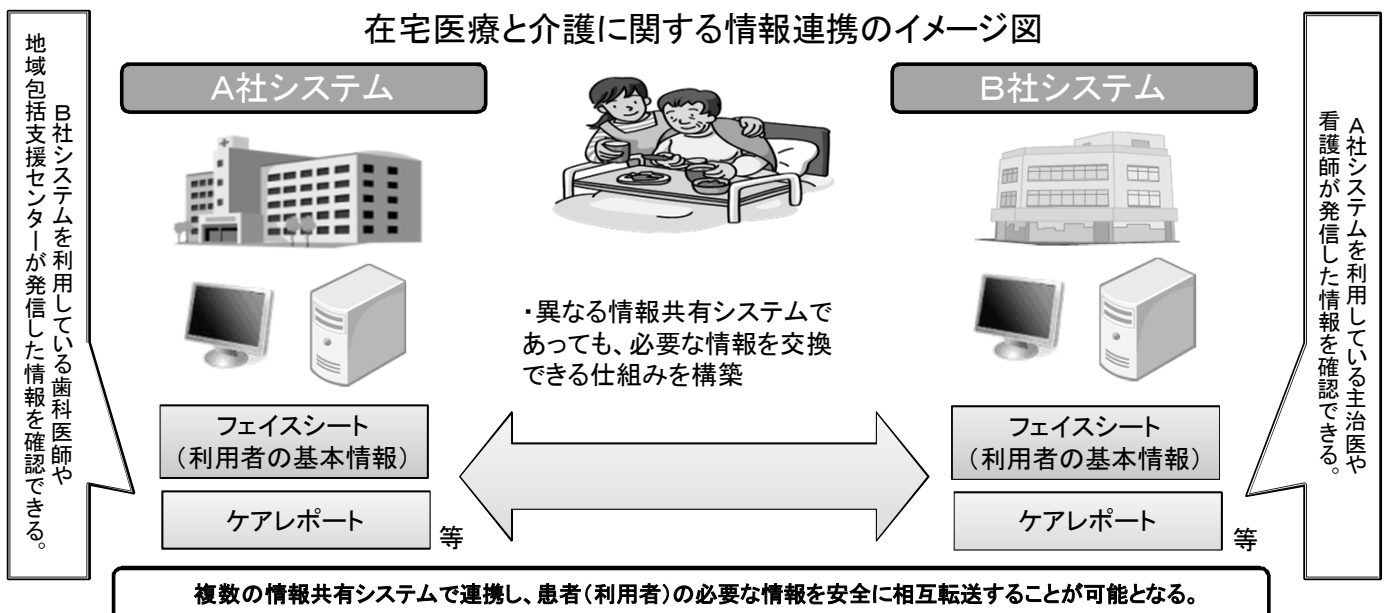
在宅医療と介護の連携のための情報システムの共通基盤のあり方に関する調査研究事業

事業概要

在宅医療と介護が連携するための情報共有システムは、地域の多事業者が利用することで大きな効果が期待できるため、異なるシステムであっても必要な情報を交換できる標準化された仕組みが必要であることから、以下の事業を実施(老人保健健康増進等事業により実施)。

- ① 現在の情報連携の実態把握を目的としたITベンダーに対するアンケート調査及び聞き取り調査を実施
- ② 情報連携システムの利用者である事業者の実態把握を目的としたシステム利用者に対するアンケート調査及び聞き取り調査を実施
- ③ 複数の情報システムが連携できる共通基盤をパイロットテストとして構築
- ④ アンケート調査、聞き取り調査及びパイロットテストの結果を分析し、連携による業務効果や問題点等について有識者等により構成される委員会において評価・検討し、報告を取りまとめ

在宅医療と介護に関する情報連携のイメージ図



4

在宅医療と介護の連携のための情報システムの 共通基盤のあり方に関する調査研究(平成24年度)

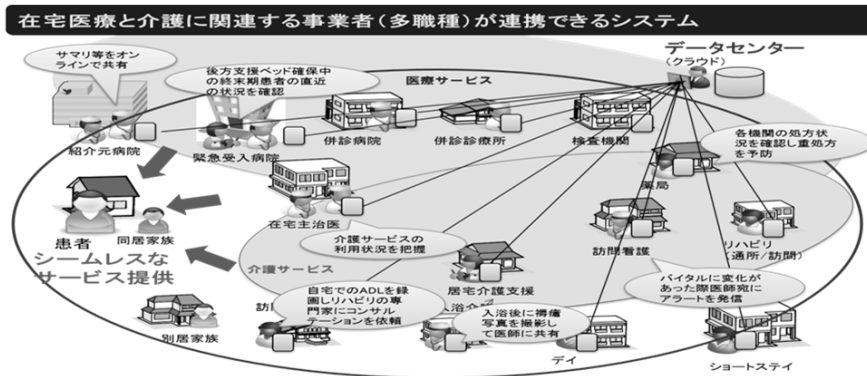
- ❖ 急増する高齢者に対応するため医療や介護サービスの充実と継続が必要
- ❖ 地域の関係者が連携して必要な情報を共有し協力関係を深めることが必要

情報を共有するにはICTの活用が有効であるが、共有する情報の内容や方法などについて、共通する考えを定めないと情報の共有はできない

共通した考え方を定めないと互換性のない情報システムが乱立してしまい、かえって関係者の情報共有のための手間が増えてしまう事態を招いて連携を阻害することになりかねない

共通基盤を活用して異なる情報システムが連携できるようにする必要がある

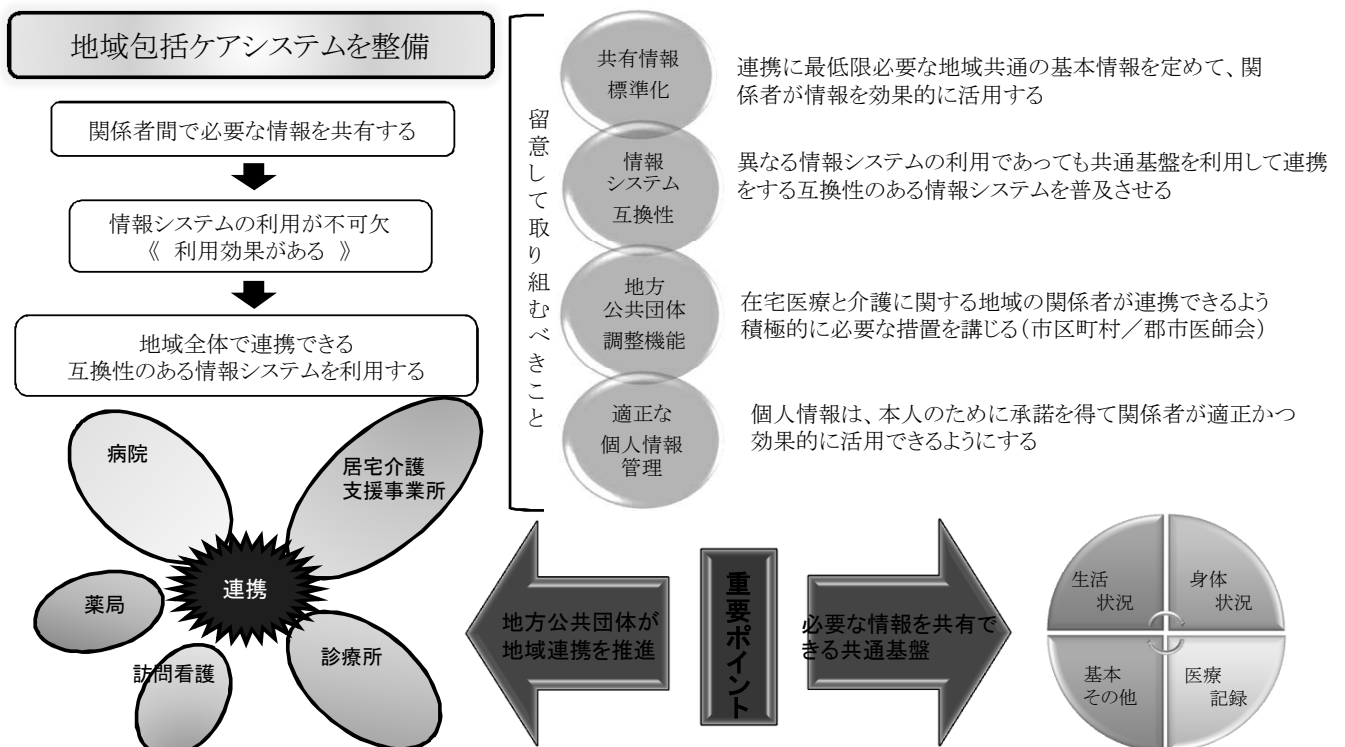
地域の関係者が互換性のある情報システムを有効に活用できる環境整備が必要であるが課題がある



5

在宅医療と介護が連携する情報システムの活用のあり方(平成24年度)

高齢者の暮らしを支えるために在宅医療と介護に関する地域の関係者が一体となって、生活や疾病などに関する情報を共有してサービスを強化する必要がある



地域の関係者が一体となって高齢者のために連携する

互換性のある情報システムにより必要な情報を共有する

6

調査研究報告書の概要(平成24年度)

<在宅医療と介護の連携のための情報システムの共通基盤のあり方に関する調査研究事業>

1. 調査事業

(1) 利用者調査

利用者調査は、在宅医療及び介護サービスに関係する在宅療養支援診療所、居宅介護支援事業所、地方公共団体、郡市医師会を対象に情報システムの利用効果や課題などについてアンケート及び訪問調査を行い1,123団体の利用実態を分析した。

(2) 開発調査

開発調査は、在宅医療及び介護サービスに関連する情報システムを開発し提供している企業を対象に情報システムの技術環境やデータ連携の意向などについてアンケート調査及び訪問調査を行い88団体の状況について調査した。

(3) 調査結果

現在、情報システムの利用団体は12%で少ないが、今後は利用したいと考えている団体は過半数を超えており利用上の効果も高く評価されている。これに応える企業は52%が「今後開発したい」と考えている。しかし、「費用負担」や「個人情報の取り扱いに対する不安」、「標準化された共通基盤の整備」などの課題が指摘されており自治体など行政の対応が求められている。

2. 実証事業

実証事業では、複数の企業が開発した在宅医療と介護の連携に関する情報システムが共通基盤を活用してデータ交換が実現できることを実証した。個人番号の不一致や連携する情報項目、共通フォーマット、セキュリティ認証、データ標準国際規格などに共通基盤がどのように対応すべきであるかなどを検討し、今後の運用のあり方を踏まえて実証した。本調査研究における実証では、不特定多数の情報システムがデータ連携できるようなデータ形式は「データ形式(XML) + 表示形式(XSLT)」の仕様とし2社が開発する情報システム間でデータ連携を行った。

3. 提言

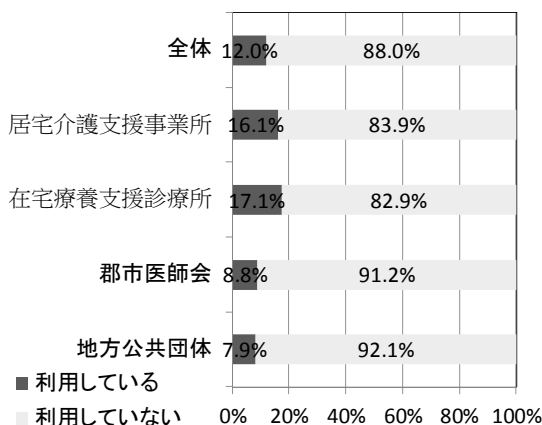
今後、「共有する情報項目の標準化」、「共通基盤の整備と運用」、「国及び地方公共団体の役割」、「個人情報の取り扱い」について検討が必要である。

7

■ 調査の概要 ■

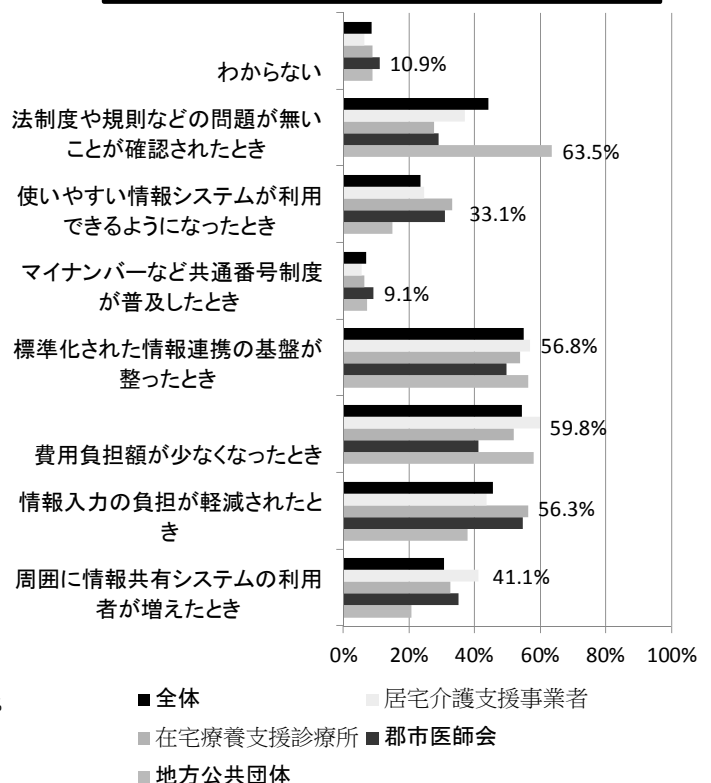
1. 情報システムの利用状況

情報システムの利用団体は12%で少ない



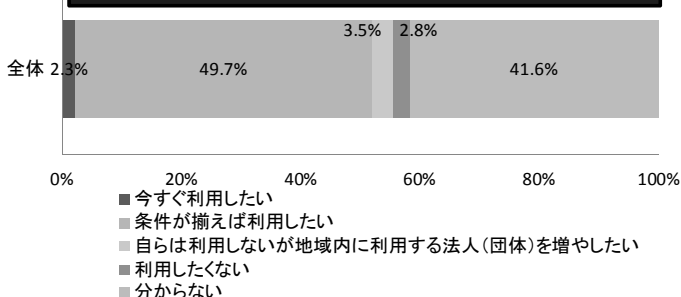
2. システムを利用する前提条件

「情報連携基盤」や「費用負担」、「入力負担」が利用の条件



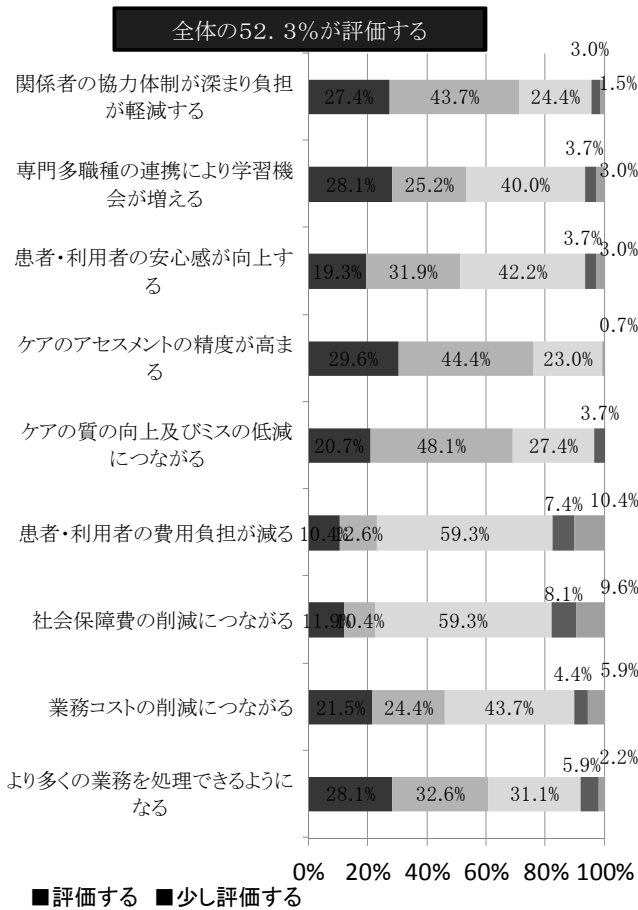
3. 情報システムの利用意向

利用を希望する団体は55.6% (549団体) は多い

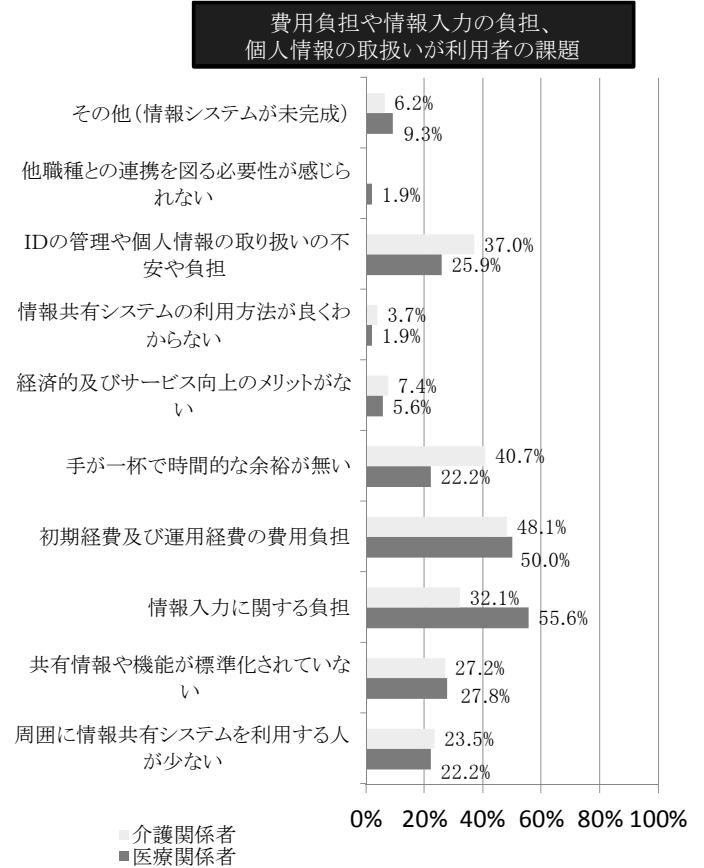


8

4. 情報システムの利用効果

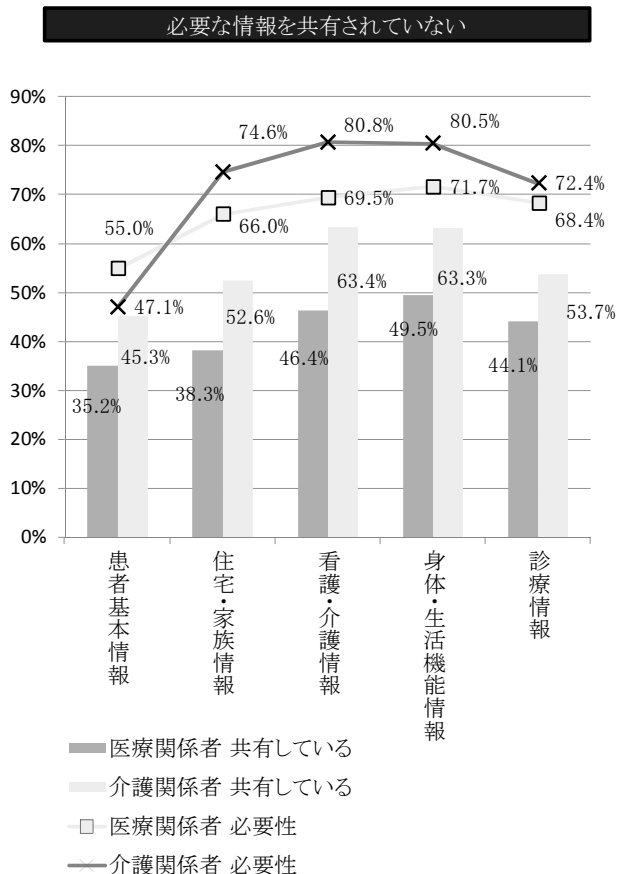


5. 情報システムの利用課題

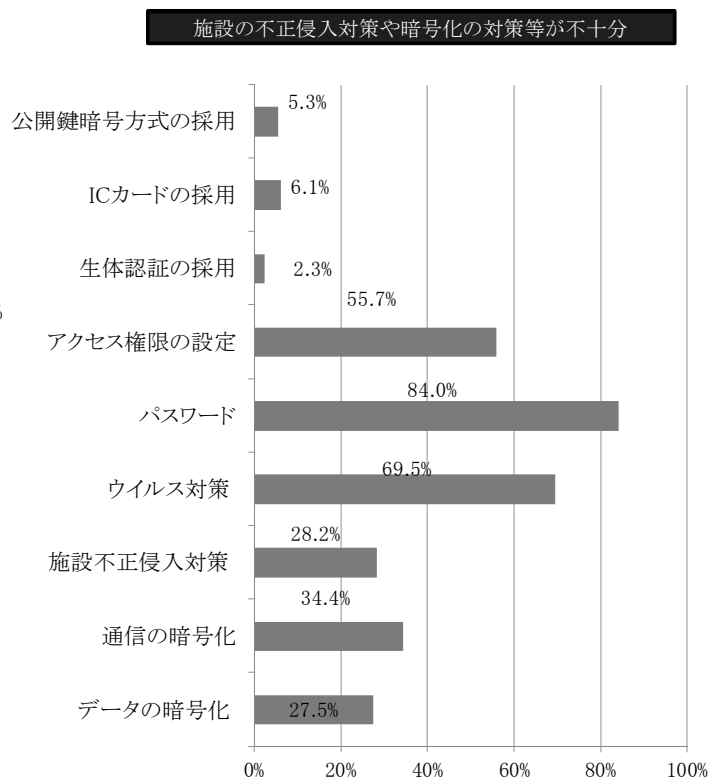


9

6. 共有する情報の実態と必要性



7. 共有する情報の機密性への対策



10

■ 実証の概要 ■

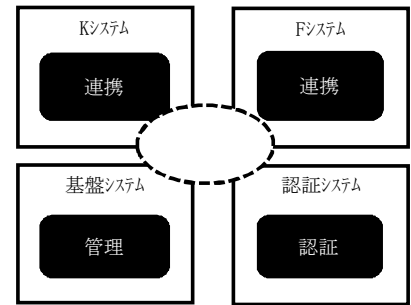
共通基盤の役割

【共通基盤システムとは】

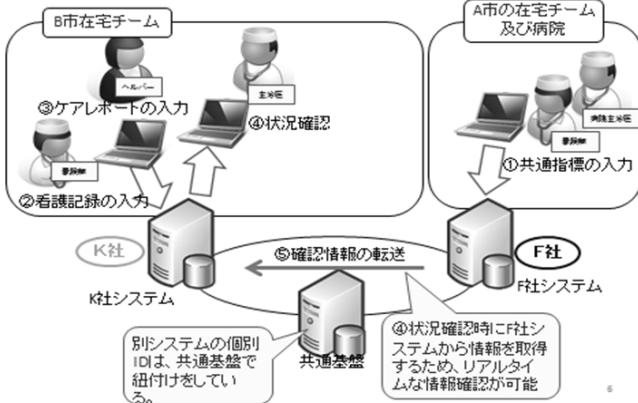
共通基盤システムは、情報要求システムと情報提供システムを突合せ、情報の閲覧要求に応じるかどうかを審査したうえで、適正であれば要求された情報を保有している情報システムへ閲覧要求のメッセージを転送する。その際、共通基盤システムでは情報システムによって異なるため、あらかじめ登録した個人番号を突合し、各情報システムが管理する個人番号に変換する処理（紐付け処理）を行う。

【主な機能の説明】

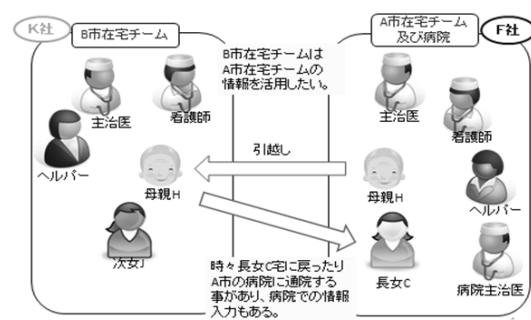
- ① 情報システムと認証局の取次ぎを行う。
- ② 個人番号の変換（異なるシステム間のID紐付け機能）
- ③ メッセージ伝達（要求メッセージ、エラーメッセージ等）
- ④ 閲覧権限の管理は行わない。
- ⑤ 閲覧使用記録（ログ）は共通基盤では実装しない。
各システム側でログを取る形とする。



実証シナリオの流れ

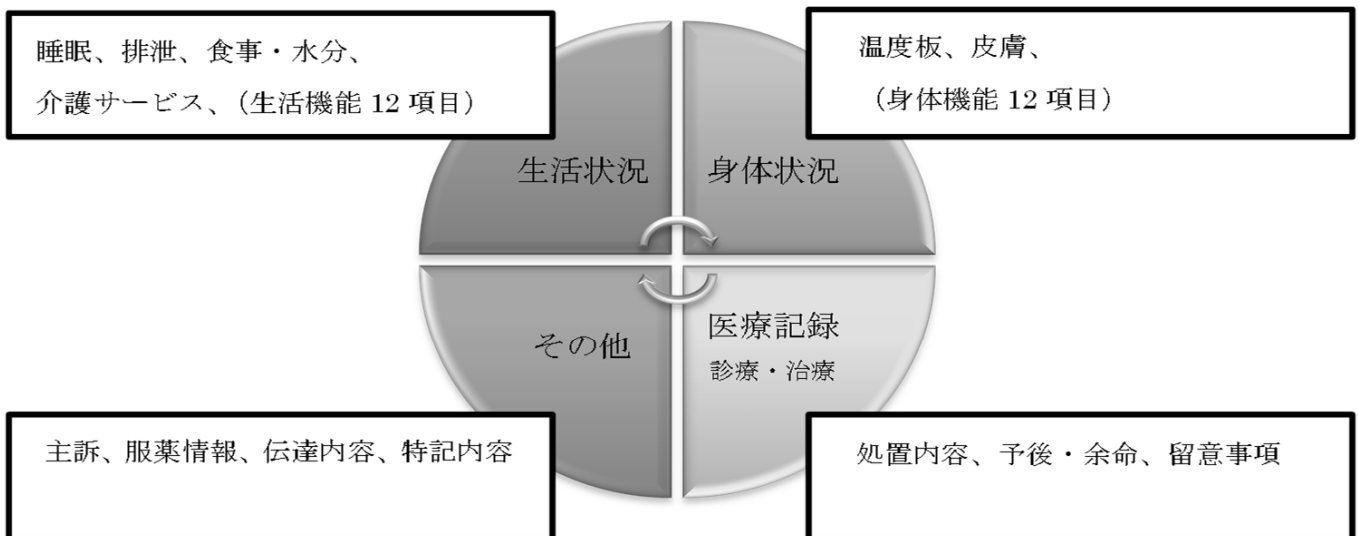


実証シナリオ



11

【共有情報として標準指定する情報】

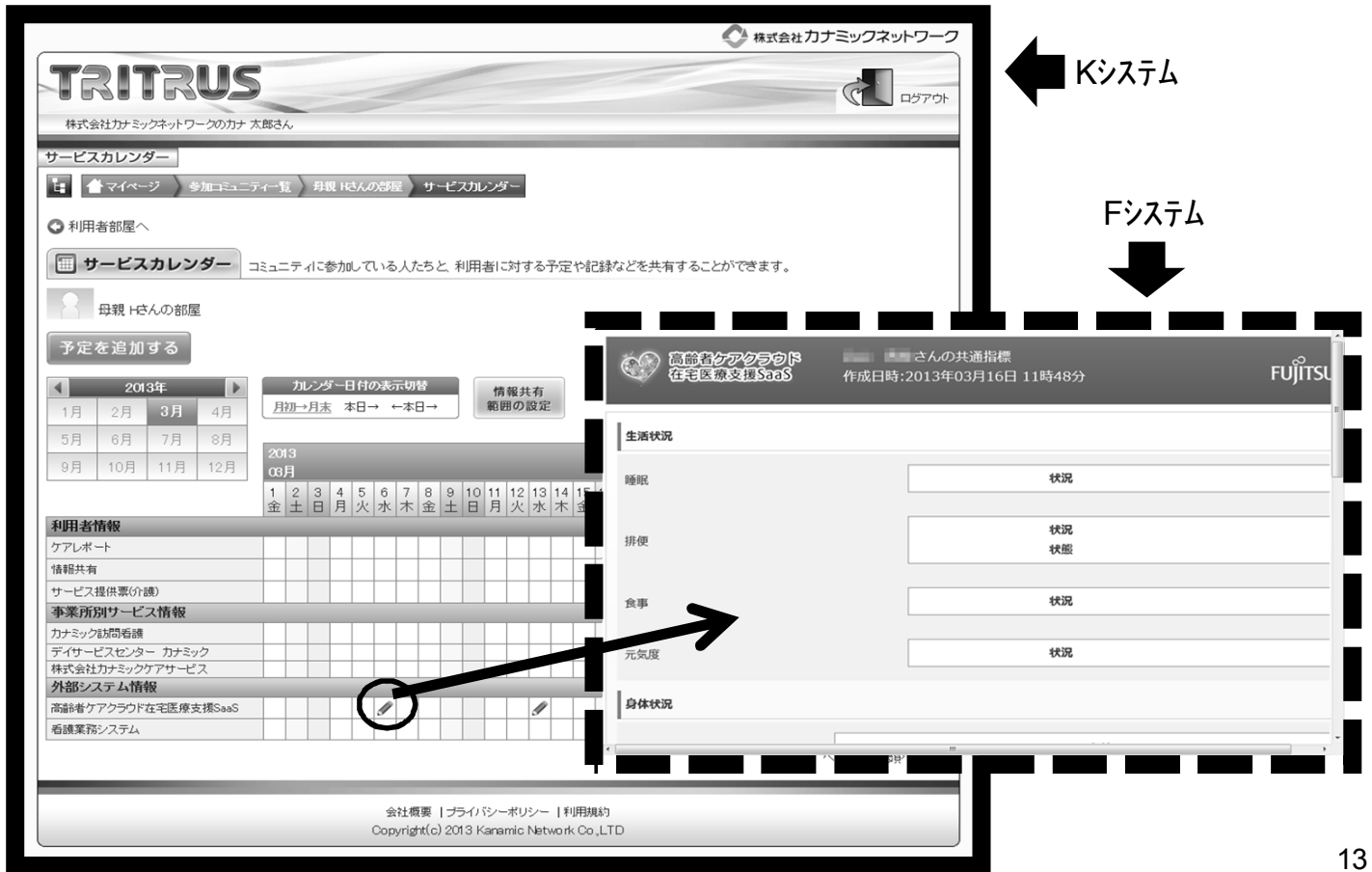


基本方針

- ・ 氏名や生年月日など個人を特定できる情報は共有しない
- ・ 変化することのない基本情報は共有しない
- ・ 変化する項目でアセスメントに役立つ情報を共有する
- ・ 介護認定調査情報などを共有する（生活機能 12 項目・身体機能 12 項目）

12

異なる情報システム間でデータ交換をする



13

■ 要点整理 ■

① 情報システムに対する利用ニーズと対応について

- ・ 情報システムに対する利用ニーズは高い
- ・ 利用を高めるには「情報連携基盤の標準化」「費用負担の低廉化」「情報入力負担軽減」が必要
- ・ 個人情報の取り扱いに関して不安があり消極的な姿勢がみられる
- ・ 地域の連携を高めるために地方公共団体の積極的な対応が求められる

② 情報システムの利用効果と課題について

- ・ 情報システムの利用効果として、「ケアの質の向上」などが高く評価されている
- ・ 導入のための課題は、個人情報の取扱いや重複作業などの業務改善

③ 情報共有の必要性とその実際について

- ・ 共有したい情報の希望と実態に乖離がある
(患者基本情報、住宅・家族情報、看護・介護情報、身体・生活機能情報)
- ・ 診療情報についてはすべてを共有する必要はなく、かなり限定的な共有でよい

④ 情報セキュリティ、情報システム環境について

- ・ 厚生労働省の安全基準に関するガイドラインに準拠してない団体が多いため対策が必要である
- ・ クラウド型(ASP, SaaS)の情報システムを活用して、外部システムとの連携が環境の整備が必要である

⑤ 共有する情報項目の標準化について

- ・ 在宅医療と介護の連携に最低限必要な基本情報を定め、関係者における情報の収集・利用を活性化させる必要がある

14

6. 共通基盤の整備と運用に関する対応すべきこと

- ・ 共通基盤については、誰が構築し、誰が運営するかという問題があり、今後さらに検討する
- ・ 共通基盤の整備(構築)と運営主体について検討する
- ・ 共通基盤の運用ルールを決める手続き方法と利用範囲を検討する

7. 国及び地方公共団体の役割

- 地域の多くの関係者が連携するためには、地方公共団体が窓口となって調整役を担ってほしいと期待する意見が多いため、国・地方公共団体においては、次の点について検討する必要。
 - ・ 情報システムを利用することを通じて、関係者の連携を促進させることについて働き掛ける
 - ・ 民間主導で対応できることについて指導助言する
 - ・ 在宅医療と介護の連携を促進する情報システムの利用に関するガイドラインを策定する

8. 個人情報の取り扱い

- ・ 個人情報の取り扱いに不安や管理上の負担を感じて情報の共有化に対して、消極的な意見が多いが、適正な情報セキュリティ対策を講じた情報システムを利用することや必要な手続きなど情報管理を徹底する必要がある

※より詳細な情報はこちら→

http://www.iog.u-tokyo.ac.jp/research/2013_system/2013_3_joho.html

(国立大学法人東京大学高齢社会総合研究機構HP)

15

日本再興戦略 -JAPAN is BACK-(平成25年6月14日閣議決定)(抄)

第Ⅱ. 3つのアクションプラン

二. 戦略市場創造プラン

テーマ1: 国民の「健康寿命」の延伸

Ⅱ) 解決の方向性と戦略分野(市場・産業)及び当面の主要施策

① 効果的な予防サービスや健康管理の充実により、健やかに生活し、老いることができる社会

○ 医療・介護情報の電子化の促進

- ・ 地域でのカルテ・介護情報の共有により、ICTを活用した在宅を含めた地域医療介護連携の全国普及を図る。

世界最先端IT 国家創造宣言(平成25年6月14日閣議決定)(抄)

Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組

2. 健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会

(1) 適切な地域医療・介護等の提供、健康増進等を通じた健康長寿社会の実現

① 効果的・効率的で高品質な医療・介護サービスの展開

また、利用者の実態に即した適切な医療・介護や生活支援サービスを提供するため、地域包括ケアに関わる多様な主体が情報共有・連携を行うとともに、適切な介護サービスの提供が利用者の要介護状態の改善につながることを考慮し、これらサービスの客観的な評価とサービス内容の向上に資する取組を推進し、効果の検証及び普及・発展させるための具体的な方策を検討し、確立する。

【KPI】

- ・ 医療・介護等に関わる多様な主体が情報連携を行う仕組みの普及状況

16

健康・医療戦略(平成25年6月14日関係大臣申合せ)(抄)

各論 3. 新技術・サービスの基盤整備

(4)ICT・デジタル技術

3)地域社会の変化に応える医療介護情報連携

②標準化・相互運用性の確保・運用ルール等の整備

イ 情報連携による適切な在宅医療を含めた医療・介護サービス等の一体的な提供による地域包括ケアシステムを構築するため、異なる情報共有システム間で医療・介護の情報共有を可能とするためのデータの標準化等を推進するとともに、システムに関して、その国際標準化等を通じた海外展開を行い、国際競争力の強化を図る。(平成25年度から検討を開始する。:内閣官房、総務省、厚生労働省)

科学技術イノベーション総合戦略～新次元日本創造への挑戦～

(平成25年6月7日閣議決定)(抄)

第2章 科学技術イノベーションが取り組むべき課題

Ⅱ. 国際社会の先駆けとなる健康長寿社会の実現

3. 重点的取組

3)地域社会の変化に応える医療介護情報連携

(7)健康、医療、介護分野へのITを活用した地域包括ケア等の推進

①取組の内容

この取組では、健康、医療、介護分野へのITの活用を図る。これらにより、地域包括ケアシステムの構築を推進する。

②社会実装に向けた主な取組

・在宅医療と介護の情報連携

③2030年までの成果目標

・ITを活用した地域包括ケアの取組地域の拡大